

令和 6 年 7 月 22 日

報道機関 各位

田辺市農業振興課
課長 蟬 寿

梅降雹被害営農継続支援事業の実施について

令和 6 年 3 月 20 日に発生した降雹により梅の被害を受けた農業者に対し、次期作に要する肥料代を支援する梅降雹被害営農継続支援事業を実施しますので、報道方よろしく申し上げます。

記

対 象 者：市内に居住し、令和 6 年 3 月 20 日の降雹により梅の被害を受けた農業者

交付金額：対象期間内に購入（注文）及び納品する肥料の価格高騰分に対して 3 分の 1 以内（100 円未満切り捨て）

申請期間：令和 6 年 8 月 1 日（木）～令和 7 年 2 月 14 日（金）

そ の 他：詳しくはホームページをご参照ください。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/nougyou/umehyouhigaisien.html>

（担当）

田辺市農業振興課農政係 宮本
電話 26-9930（直通） 2903（内線）



梅降雹被害営農継続支援事業

梅ひょう被害を受けた農家を支援します

この事業は、令和6年3月20日に発生した降雹により梅の被害を受けた農業者に対し、来年度以降も営農が継続できるよう、次期作に向けた取組を支援するために補助金を交付するものです。

下記に該当する方は、申請に必要な書類（裏面参照）を田辺市本庁舎農業振興課、又は各行政局産業建設課に提出してください。

補助対象者

- ✓ 田辺市に住民票がある農業者
- ✓ 市税を滞納していない
- ✓ 梅のひょう被害を受けた
- ✓ 次期作に向けた肥培管理（9～10月頃の元肥）を行う
- ✓ 収入保険又は農業共済に加入している、又は加入を検討する



対象肥料

- 国又は県に肥料登録されている
- 国内資源を活用している
- 家畜排せつ物由来の堆肥を40%以上、又は有機物を50%以上使用
- 令和6年6月1日～10月31日までに購入（注文）し納品されるもの
- 令和7年1月31日までに支払いが完了するもの

補助金額

被害を受けた梅園地で次期作に要する肥料費の物価高騰分の3分の1
物価高騰分は、肥料価格高騰率：「農業物価指数（令和6年1月）=1.35」
を用います。 ※詳しくは裏面参照

申請期間

令和6年8月1日から令和7年2月14日まで

注意事項

- ・当該事業の目的外に使用した場合は補助金返還の対象となります。

計算方法

当年の肥料費－（当年の肥料費 ÷ 高騰率:1.35）＝『高騰分』
→『高騰分』×1/3＝『補助金』（100円未満切捨て）

（例）1 ha の目安 当年の肥料費 159,000円－（159,000円÷1.35）
＝『高騰分』 41,222.22…円
→41,222.22…×1/3＝13,740.74…
＝『補助金』 13,700円（100円未満切捨て）

申請に必要な書類（様式）

- ①交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号）
- ②梅降雹被害営農継続支援事業取組状況報告書（別記様式第2号）
- ③誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- ④市税（国民健康保険税を含む）完納証明
- ⑤領収書等の写し（支払ったことがわかる書類）
- ⑥振込口座通帳の写し（口座名義、口座番号のわかる面）

※①②③の様式は、市役所農業振興課、各行政局の産業建設課でお受取り又は下記ホームページからダウンロードしてください。

※④市税完納証明は、市役所収納課及び各行政局、各連絡所の窓口で請求できます。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/nougyou/umehyouhigaisien.html>

お問合せ

田辺市 農林水産部 農業振興課 農政係
TEL:0739-26-9930 FAX:0739-22-9903